

ケアラー支援普及啓発業務委託仕様書

1 委託業務名

ケアラー支援普及啓発業務

2 業務の目的

2025 年に団塊の世代全てが 75 歳以上の後期高齢者となることから、介護を必要とする人の割合が急速に増加する見込みであり、多くの人が仕事と介護や子育てを両立していかなければならず、ケアラー（※1）やその家族の生活への影響も懸念されている。

令和 6 年度に県で実施したケアラー支援実態調査では、「ケアラーがケアラーである自認がない（家族でケアするのが当たり前だと思っている）」、「ケアを受けている方または、他の家族が望まないためにケアに必要なサービスを利用しない」など、ケアの問題を家族で抱えている実態が明らかになった。そのため、「ケアラーの存在・支援の重要性」を社会全体へ啓発することが必要である。

ケアラー支援普及啓発業務は、将来的なケアラーの負担軽減を図るため、近い内に介護に直面することが想定される人などのケアラー予備軍や現在切迫した状況にあるケアラーに向けた事前知識習得の必要性や心構えを促す動画等を作成し、普及啓発を行う。

（※1）ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。

（一般社団法人 日本ケアラー連盟から定義を引用）

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託業務概要

（1）動画制作及び配信

広くケアラー予備軍を対象とした内容や現在切迫した状況にあるケアラーを対象とした内容など各ターゲットに沿った動画を作成し、SNS アカウント等で広告を活用しながら配信を行う。

（2）デジタルサイネージなどを活用した放映

（1）で作成した動画を幅広く県民に見てもらうため、デジタルサイネージなどを活用して放映する。

（3）啓発チラシの作成

ケアラー支援の重要性や支援に係る内容などをまとめたチラシを作成し、県内企業を対象に配布・周知を行う。

5 委託業務

(1) 動画制作及び配信

①全体的事項

- ・作成する動画のテーマに対して、どのような方針で動画を作成、配信するかや広告の活用方法について提案すること。
- ・受託者は、動画作成に必要な情報及び素材の収集、取材、撮影、編集等を行うこと。撮影に必要な取材先との調整等は受託者が行うものとし、必要に応じて、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得ること。
- ・使用する映像は、原則として、委託業務にて撮影したものとする。

②動画の企画・作成

- ・動画テーマについては、以下2つのテーマを必須とする。また、各テーマ最低1本ずつ動画を作成することとし、本数や動画時間等については、企画提案内容をもとに山梨県と協議の上、決定する。ただし、受託者から有効な提案があれば、動画テーマを変更する場合もある。
- ・作成する動画については、Youtube 及び Instagram、その他 SNS でも利用可能な形式とし、山梨県で2次利用できるよう著作権等の権利が、山梨県に帰属するように作成すること。
- ・また、8月頃からの配信を予定しているため、配信予定時期に間に合うよう撮影・取材等を着実に遂行すること。

【動画テーマ】

- ・広くケアラー予備軍に対し、ケアラーの事前知識習得の必要性や介護の心構えを促すと同時に、やまなしケアラー支援ポータルサイトを紹介し、積極的な活用を促す内容とすること。
- ・現在切迫した状況にあるケアラーに対し、支援制度・相談窓口などの情報紹介ややまなしケアラー支援ポータルサイトを紹介し、即座に活用してもらえるような動画内容とすること。

③配信・広告

- ・作成した動画については、山梨県の SNS アカウント (Youtube や Instagram を想定) に投稿すること。
- ・よりターゲットに視聴してもらえるよう、SNS における広告を掲出すること。
- ・広告の実施に当たっては、時期や内容について山梨県と協議すること。

④納品

- ・Youtube 及び Instagram、その他 SNS で利用可能な形式とすること。
- ・作成した動画データについては、CD 等記録媒体で納品することとし、撮影素材の映像等についても併せて納品すること。

⑤KPI の設定

- ・ケアラーの実態調査等を基に、動画再生数等の適切な KPI を提案すること。また KPI の設定は、契約締結後県と協議すること。

【参考：ケアラー支援実態調査（令和6年度実施）】

https://www.pref.yamanashi.jp/hataraku/r6_care_research.html

(2) デジタルサイネージなどを活用した放映

- ・(1) で作成した動画をより多くのターゲットに見てもらうため、デジタルサイネージ等を活用し、最低でも5ヶ月間は放映すること。(デジタルサイネージでの放映は必須とする。)ただし、別でデジタルサイネージ用の動画を作成し、放映しても構わない。
- ・放映先は、県と協議し商業施設や公共施設など幅広く行うこと。また、関係団体に対しても放映を依頼すること。

(3) 啓発チラシの作成

①全体的事項

- ・作成したチラシは、県内企業に対して配布を想定。(県HP等でも掲載を予定)
- ・すぐにでも介護に対する事前知識などについて調べたくなり、やまなしケアラー支援ポータルサイトを利用したくなる、またケアラーである自認がない人でも手にとりたくなる内容のチラシとすること。

②掲載内容

ケアラー支援に係る内容を伝えるため、チラシに掲載する内容のイメージは以下のとおり。ただし、あくまでイメージであり、受託者から有効な企画提案があれば、内容を変更する場合がある。

- ・ケアラーについての基本情報(ケアラーとはなど)
- ・ケアラーについての県内の実態
- ・ケアラーについての支援制度・相談窓口などの紹介
- ・やまなしケアラー支援ポータルサイトの紹介・案内
- ・その他関連する情報

③規格・部数・納品期限等

- ・チラシの規格
大きさ：A4・縦版
ページ数：2ページ(両面を想定)
色：フルカラー
- ・作成部数：最低20,000部以上(100部単位で区分)
- ・校正作業：山梨県が校了と判断するまで行うものとする。
- ・納品期限：令和7年8月末を予定
- ・納品場所：山梨県庁及び県が指定する箇所(県内20カ所程度)
- ・データ提出方法：CD等の記録媒体で提出すること。なお、ファイル形式は下記のとおりとする。

原稿データ.....pdf、docx

画像データ.....jpeg、png、ai

チラシデータ.....pdf、ai等再編集可能なデータ

6 事業報告

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、15 日以内に委託契約業務完了報告書を山梨県に提出すること。

(2) 事業成果の帰属等

- ・委託業務により受託者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、全て山梨県に帰属するものとする。
- ・委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、ケアラー支援普及啓発業務委託に係る企画提案公募実施要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から 5 年間保存しておくこと。
- (6) 本事業の実施にあたっては、複数に一斉メール送信を行うことが想定されるが、BCC で送信すべきところを TO や CC で送信する誤りを防止するため、受託者は、契約締結日までに、次のいずれかの機能又は県がこれらに相当すると認める機能を有するシステムやツールを導入すること。なお、当該メールを送信する際には、当該システムやツールを使用すること。

ア BCC 強制変換機能

メールを送信する際に、TO や CC での指定を BCC に強制変換するもの。

イ 送信時の宛先確認機能

メール送信する際に、送信するメールの宛先の確認を要するもの

ウ 上司等による承認機能

メールを送信する際に、上司の承認を要するもの。

8 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (3) 受託者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議し変更することができるものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (5) 委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに山梨県に報告すること。
- (7) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、山梨県と協議してこれを定めるものとする。